

富山大学理学部同窓会 雪紋 関東支部規定

平成22年5月30日制定
令和7年12月12日改正

(趣旨)

第1条 富山大学理学部同窓会 雪紋 会則第6条に基づき、同会関東支部を置く。

(目的)

第2条 本支部は、支部会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 富山大学理学部および理学部同窓会 雪紋との連携・協力
- (2) 本支部会員相互の親睦
- (3) その他本支部の目的に適う事業

(組織)

第4条 本支部は、理学部同窓会 雪紋通常会員、特別会員および名誉会員のうち、関東地区に住所を置く者で構成する。

(事務所)

第5条 本支部の事務所は、支部長の自宅あるいは支部長の指定する場所に置く。

(役員の職務と任期)

第6条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 支部幹事長 1名
- (4) 支部幹事 若干名
- (5) 支部監査 1名

第7条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事業を総括する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事あるときはこれを代行する。
- 3 支部幹事長は、本支部の会務を総括し、事業を執行する。
- 4 支部幹事は、支部幹事会に出席し、会務を審議し、事業の執行を支援する。
- 5 支部監査は、支部会計を監査する。

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員の交代は、前任者の残任期間とする。

(支部総会、支部幹事会)

第9条 支部総会は、原則、毎年1回以上開く。

- 2 支部幹事会は、必要に応じ、会長が召集する。

(会費)

第 10 条 支部会費は以下のものをもってあてる。

- (1) 行事毎に徴収する参加費
- (2) 会員からの寄付金
- (3) 同窓会支部事業費
- (4) その他の雑収入

(会計年度)

第 11 条 本支部の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(事業報告、予算および決算)

第 12 条 予算および決算は、支部幹事会および支部総会の承認を経なければならない。

2 本支部の事業、収支決算および会計監査の各結果は、支部総会に報告するものとする。

(支部規定の改正)

第 13 条 支部規定の改正は、支部幹事会の審議を経て、支部総会が決定する。

2 支部活動推進の中で、会則をやむを得ず変更するときは、本部の了解を得ながら、幹事会の議（メール審議や Web 会議を含む）を経て、実行できるものとする。

附則 この規定は、平成 22 年 5 月 30 日から施行する。

附則 この規定は、令和 7 年 12 月 12 日から施行する。